

公共調達に適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく競争入札に係る情報の公表(公共工事)
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日 行政改革実行本部決定)に基づく情報の公開

様式2-1

通番	公共工事の名称、場所、 期間、種別	契約担当者等の氏名並びに その所属する部局の名称及 び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は 名称及び住所	一般競争入札・指名競争入札の別 (総合評価の実施)	予定価格 (円)	契約金額 (円)	落札 率 (%)	公益法人の場合			備 考
									公益法 人の区 分	国所管・都 道府県所 管の区分	応札・応 募者数 (人)	
1	該当調達案件なし											
2												
3												
4												
5												
6												
7												
8												

※公益法人の区分において、「公財」は「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。

公共調達の適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく随意契約に係る情報の公表(公共工事)
 及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日 行政改革実行本部決定)に基づく情報の公開

様式2-2

通番	公共工事の名称、場所、 期間、種別	契約担当者等の氏名並びに その所属する部局の名称及 び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は 名称及び住所	随意契約によることとした会計法令 の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格 (円)	契約金額 (円)	落札 率 (%)	再就職 の役員 の数 (人)	公益法人の場合			備 考
										公益法 人の区 分	国所管・ 都道府県 所管の区 分	応札・ 応募者 数(人)	
1	該当調達案件なし												
2													
3													
4													
5													
6													
7													
8													

※公益法人の区分において、「公財」は「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。

公共調達の適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく競争入札に係る情報の公表(物品・役務等)
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日 行政改革実行本部決定)に基づく情報の公開

様式2-3

通番	物品役務等の名称及び数量	契約担当者等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	一般競争入札・指名競争入札の別 (総合評価の実施)	予定価格 (円)	契約金額 (円)	落札率 (%)	公益法人の場合			備考
									公益法人の区分	国所管・都道府県所管の区分	応札・応募者数 (人)	
1	オフィスのトナー購入	支出負担行為担当官 沖縄労働局総務部長 後藤 稔 那覇市おもろまち2-1-1	平成28年1月13日	理想沖縄 株式会社 那覇市おもろまち4-6-3	一般競争入札	2,785,159	2,763,612	99.2%				
2												
3												
4												
5												
6												
7												
8												

※公益法人の区分において、「公財」は「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。

公共調達の適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく随意契約に係る情報の公表(物品・役務等)
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日 行政改革実行本部決定)に基づく情報の公開

様式2-4

通番	物品役務等の名称及び数量	契約担当者等の氏名並びに その所属する部局の名称及 び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は 名称及び住所	随意契約によることとした会計法令 の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格 (円)	契約金額 (円)	落札 率 (%)	再就職 の役員 の数 (人)	公益法人の場合			備考
										公益法 人の区 分	国所管・ 都道府県 所管の区 分	応募・ 応募者 数(人)	
1	該当調達案件なし												
2													
3													
4													
5													
6													
7													
8													

※公益法人の区分において、「公財」は「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。